

# 環境配慮指針（案）

交通道路事業

河川・ダム・砂防事業

下水道事業

公園事業

港湾・海岸事業

平成22年 1月  
大阪府都市整備部

この「環境配慮指針（案）」は、平成14年3月策定の「大阪21世紀の環境総合計画」や平成15年3月策定の「環境配慮の大阪府庁率先行動計画」（府庁エコアクションプラン）に基づき、都市整備部が所管する事業（交通道路事業、河川・ダム・砂防事業、下水道事業、公園事業、港湾・海岸事業）において、環境と調和を図るため、都市整備部自らが事業を実施する際の「行動指針」としてとりまとめたものである。

今回の改定については、策定後5年経過し、部内に環境対策への意識が浸透したことと考えられることから、内容の一部改定を行うものである。  
同指針（案）は引き続き「行動指針」とし事業実施の際、十分活用することとする。

平成22年 1月 大阪府都市整備部

# 環境配慮指針(案)

## 交通道路事業

平成22年1月

大阪府都市整備部

## 1 本指針の目的

平成14年3月に策定された「大阪21世紀の環境総合計画」においては、「府は環境配慮に率先して行動し、施策の隅々まで環境配慮を優先する」という理念に基づき、騒音・振動、大気汚染対策のほか、水循環の回復、自然環境の保全、潤い・安らぎのある空間の創出など、土木事業に関する取組みについての施策方針が定められた。

また、平成15年3月に策定された「環境配慮の大阪府庁率先行動計画」（府庁エコアクションプラン）においては、大阪府職員の実践する基本行動の一つとして、「公共工事における環境配慮指針の策定」が位置づけられた。

これまでも都市整備事業の実施にあたっては、府民の生活環境の保全に向けた取組みを行ってきたところであるが、近年、ヒートアイランド現象などの大都市特有の新たな環境問題、自然と共生した潤いのある都市環境の形成、地球環境への負荷の抑制に向けた更なる取組みの必要性が高まっている。

本指針（案）は、これらの状況及び都市整備事業の特性を踏まえ、計画・設計の段階からきめ細かい環境配慮を実施していくため、従来から実施してきた取組みを体系的にまとめるとともに、近年の都市環境問題の状況に対応した新たな取組内容を加え、環境配慮の取組みの原則として取りまとめたもので、都市整備部自らが事業を実施する際の「行動指針」となるものである。

## 2 基本的な事項

### (1)基本的な考え方

①事業を行う上でその特性や目的に支障のない範囲で、維持管理面も考慮し、環境効率性をより高めるように、環境への配慮を行うものとする。

主な配慮内容については以下のとおりである。

○建設リサイクル法の周知徹底を行うとともに再生資材の利用促進に努める。

○建設副産物に関する排出抑制、再使用、再資源化を促進する。

○事業特性の中で行うことができる環境への配慮を推進する。

②必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意して環境負荷の低減に資する物品等の調達に努める。

○物品等については、大阪府グリーン調達方針の基本原則に基づき、性能、機能、品質、価格に加え、環境に対する負荷を考慮して調達の目的に支障がない範囲で調達に努める。

○施設整備においてもその目的に支障がない範囲で配慮する。

### (2)構成

本編（環境配慮の取組みに関する原則）

### (3)対象事業

都市整備部が実施する事業。但し、下記のは除く。

#### ① 外部に委託している事業

- ・（財）大阪府公園協会、大阪府公園・都市緑化協会等外部団体に一括して委託する維持管理業務等府が直接的に環境配慮を行うことが困難な事業
- ・ 建築施工監理委託
- ・ 電気設備等保安点検委託
- ・ 市町村や鉄道会社等に委託する事業

#### ② 現況調査や事業効果検証等、業務そのものが環境に影響を及ぼさない事業（測量、交通量調査、水質調査、費用対効果分析業務等）

### (4)環境配慮の時期

計画・設計段階及び工事段階

### 3 環境配慮事項

環境配慮の取組みとして、具体的には施策分野ごとに以下の内容に取り組んでいく。

#### 計画・設計段階

##### (1) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

- 大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設副産物(建設発生土以外)の排出抑制や再資源化を検討する。
- 大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設発生土の発生抑制や有効利用を検討する。
- 大阪府グリーン調達方針に基づく品目や大阪府認定リサイクル製品の調達を検討する。
- リサイクル製品(上記以外)の利用を検討する。

##### (2) ヒートアイランド対策

- 都市部における自然面(植生、水、土)の確保を検討する。
- 建物や構造物の屋上・壁面緑化や反射率の改善等を検討する。
- 冷却効果等のある緑化に着目し、植栽地面積の確保、緑陰の形成等に留意し地域特性に応じた植栽計画を検討する。
- 市街地で利用者の多い地域の歩道部については、原則として雨水浸透効果の高い舗装(透水性舗装等)の採用を検討する。

##### (3) 大気環境の保全

- 植栽計画においては、大気浄化能力が高い樹種、遮断性の高い配植を検討する。
- 立体的な植栽、壁面の緑化などによる葉量の確保について検討する。

##### (4) 騒音・振動の防止

- 騒音・振動の影響を考慮し、環境影響の小さい工法の選定を検討する。
- 沿道に住居が連担または学校・病院が存在する箇所及び将来予想される箇所において、自動車騒音の影響が懸念される場合には、騒音対策の実施を検討する。
- 高架部及び橋梁形式等の選択にあたっては、沿道の土地利用状況等を勘案し連続桁、連結桁等の採用を検討する。
- 軟弱地盤等振動の影響が懸念される箇所においては振動対策の実施を検討する。

##### (5) 生物多様性の確保

- 貴重な動植物の保全について検討する。
- 植生等の生態系への影響を小さくするよう検討する。

##### (6) 自然環境の保全・回復・創出

- 自然環境との調和について検討する。

##### (7) 美しい景観の形成

周辺景観に配慮した構造物の設計や材料の使用などを検討する。

(8) 歴史的、文化的環境の形成

法令に基づき、国、府指定文化財をはじめ、歴史的、文化的遺産の保存について検討する。

**工事段階**

(1) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設副産物(建設発生土以外)の排出抑制や再資源化を行う。

大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設発生土の発生抑制や有効利用を行う。

大阪府グリーン調達方針に基づく品目や大阪府認定リサイクル製品の利用の推進に努める。

リサイクル製品（上記以外）の利用に努める。

(2) ヒートアイランド対策

都市部における自然面（植生、水、土）の確保に努める。

建物や構造物の屋上・壁面緑化や反射率の改善等に努める。

必要に応じて、建設現場周辺の散水に努める。

冷却効果等のある緑化に着目し、植栽地面積の確保、緑陰の形成等に留意し地域特性に応じた植栽計画に努める。

市街地で利用者の多い地域の歩道部については、原則として雨水浸透効果の高い舗装（透水性舗装等）を実施する。

樹木が順調に生育する土壌等の環境が確保されていることを確認する。

(3) 廃棄物の適正処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）を遵守する。（マニフェスト等）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)を遵守する。

(4) 大気環境の保全

排出ガス対策型建設機械を使用する。

建設機械等のアイドルリング・ストップに努める。

植栽計画においては、維持管理面を考慮の上、大気浄化能が高い樹種、遮断性の高い配植に努める。

立体的な植栽、壁面の緑化などによる葉量の確保に努める。

必要に応じて、建設現場周辺の散水に努める。（再掲）

(5) 騒音・振動の防止

騒音・振動の影響を考慮し、環境影響の小さい工法の選定に努める。

低騒音型建設機械・低振動型建設機械を使用する。

必要に応じ、仮囲い・防音シートの設置などの対策を行う。

沿道に住居が連担または学校・病院が存在する箇所及び将来予想される箇所において、自動車騒音の影響が懸念される場合には、騒音対策を実施する。

高架部及び橋梁形式等の選択にあたっては、沿道の土地利用状況等を勘案し、連続桁、連結桁等を採用する。

軟弱地盤等振動の影響が懸念される箇所においては、振動対策を実施する。

(6) 生物多様性の確保

貴重な動植物の保全に努める。

植生等の生態系への影響を小さくするよう努める。

(7) 自然環境の保全・回復・創出

自然環境との調和に努める。

自然が豊かな地域については、表土を復元に使用する等、自然環境に配慮した施工に努める。

(8) 美しい景観の形成

周辺景観に配慮した構造物の施工や材料の使用を行う。

(9) 歴史的、文化的環境の形成

法令に基づき、国、府指定文化財をはじめ、歴史的、文化的遺産を保存する。

(10) その他

環境配慮事項を着実に行うため、計画・設計時から長期間経過している場合には、現地状況等の再確認を行い、必要に応じて対応する。



# 環境配慮指針(案)

## 河川・ダム・砂防事業

平成22年1月

大阪府都市整備部

## 1 本指針の目的

平成14年3月に策定された「大阪21世紀の環境総合計画」においては、「府は環境配慮に率先して行動し、施策の隅々まで環境配慮を優先する」という理念に基づき、騒音・振動、大気汚染対策のほか、水循環の回復、自然環境の保全、潤い・安らぎのある空間の創出など、土木事業に関する取組みについての施策方針が定められた。

また、平成15年3月に策定された「環境配慮の大阪府庁率先行動計画」（府庁エコアクションプラン）においては、大阪府職員の実践する基本行動の一つとして、「公共工事における環境配慮指針の策定」が位置づけられた。

これまでも都市整備事業の実施にあたっては、府民の生活環境の保全に向けた取組みを行ってきたところであるが、近年、ヒートアイランド現象などの大都市特有の新たな環境問題、自然と共生した潤いのある都市環境の形成、地球環境への負荷の抑制に向けた更なる取組みの必要性が高まっている。

本指針（案）は、これらの状況及び都市整備事業の特性を踏まえ、計画・設計の段階からきめ細かい環境配慮を実施していくため、従来から実施してきた取組みを体系的にまとめるとともに、近年の都市環境問題の状況に対応した新たな取組内容を加え、環境配慮の取組みの原則として取りまとめたもので、都市整備部自らが事業を実施する際の「行動指針」となるものである。

## 2 基本的な事項

### (1)基本的な考え方

①事業を行う上でその特性や目的に支障のない範囲で、維持管理面も考慮し、環境効率性をより高めるように、環境への配慮を行うものとする。

主な配慮内容については以下のとおりである。

○建設リサイクル法の周知徹底を行うとともに再生資材の利用促進に努める。

○建設副産物に関する排出抑制、再使用、再資源化を促進する。

○事業特性の中で行うことができる環境への配慮を推進する。

②必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意して環境負荷の低減に資する物品等の調達に努める。

○物品等については、大阪府グリーン調達方針の基本原則に基づき、性能、機能、品質、価格に加え、環境に対する負荷を考慮して調達の目的に支障がない範囲で調達に努める。

○施設整備においてもその目的に支障がない範囲で配慮する。

### (2)構成

本編（環境配慮の取組みに関する原則）

### (3)対象事業

都市整備部が実施する事業。但し、下記のは除く。

#### ① 外部に委託している事業

- ・（財）大阪府公園協会、大阪府公園・都市緑化協会等外部団体に一括して委託する維持管理業務等府が直接的に環境配慮を行うことが困難な事業
- ・ 建築施工監理委託
- ・ 電気設備等保安点検委託
- ・ 市町村や鉄道会社等に委託する事業

#### ② 現況調査や事業効果検証等、業務そのものが環境に影響を及ぼさない事業 (測量、交通量調査、水質調査、費用対効果分析業務等)

### (4)環境配慮の時期

計画・設計段階及び工事段階

### 基本的な考え方

河川・ダム・砂防事業の実施にあたっては、第2章で述べた全事業共通の基本的な考え方に加え、次の4点に留意することにより、新しい河川環境の創造を図っていくことが重要である。

- 治水、利水と環境の調和
- 河川一本ずつの個性の尊重
- 生態系ネットワークの軸としての位置づけ
- 府民協働の場としての役割

この上で、河川・ダム・砂防事業に係る環境配慮指針（案）では特に次の2点を目標とする。

- 計画設計時の思想を施工、維持管理時まで共有する。
- 新たな配慮の取組みを支援するとともに、環境に関する悩みを解決する。

### 計画・設計段階

#### (1) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

- 大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設副産物(建設発生土以外)の排出抑制や再資源化を検討する。
- 大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設発生土の発生抑制や有効利用を検討する。
- 大阪府グリーン調達方針に基づく品目や大阪府認定リサイクル製品の調達を検討する。
- リサイクル製品（上記以外）の利用を検討する。

#### (2) 環境に配慮したエネルギー利用の促進

- 排水機場、水門等機械電気設備の効率的な配置を検討する。
- 機械電気設備の更新工事の効率化、合理化を検討する。
- 省エネルギー機器や節水型機器、効率的な制御システムの導入を検討する。

#### (3) ヒートアイランド対策

- 都市部における自然面（植生、水、土）の確保を検討する。
- 建物や構造物の屋上・壁面緑化や反射率の改善等を検討する。

#### (4) 大気環境の保全

- 自家発電設備等において環境影響の小さい燃料の使用について検討する。

#### (5) 騒音・振動の防止

- 騒音・振動の影響を考慮し、環境影響の小さい工法の選定について検討する。
- 機械電気設備の騒音・振動対策を検討する。

#### (6) 有害化学物質による環境リスクの低減・管理

- ダイオキシン類等による底質汚染が想定される水域で工事を行う場合は、必要な環境対策の実施を検討する。
- 燃料の貯蔵・移送設備において適切な漏洩対策を検討する。

- (7) 生物多様性の確保
  - 貴重な動植物の保全について検討する。
  - 植生等の生態系への影響を小さくするよう検討する。
- (8) 自然環境の保全・回復・創出
  - 自然環境との調和について検討する。
  - 生物の生育・生息場所が確保できるように護岸・河床材料の工夫について検討する。
  - 多様な生物が生息できるよう瀬と淵の創造を検討する。
  - 魚類等が回遊できるよう堰や落差工に魚道などの設置を検討する。
- (9) 美しい景観の形成
  - 周辺景観に配慮した構造物の設計や材料の使用などを検討する。
- (10) 歴史的、文化的環境の形成
  - 法令に基づき、国、府指定文化財をはじめ、歴史的、文化的遺産の保存について検討する。
- (11) 自然とのふれあいの場の活用
  - 府民が水辺で憩え、親しめる空間の整備、創出を検討する。
- (12) パートナーシップによる環境保全活動の推進
  - 計画策定にあたり、河川懇談会・ワークショップを行い住民意見の反映について検討する。

## 工事段階

- (1) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進
  - 大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設副産物(建設発生土以外)の排出抑制や再資源化を行う。
  - 大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設発生土の発生抑制や有効利用を行う。
  - 大阪府グリーン調達方針に基づく品目や大阪府認定リサイクル製品の調達に努める。
  - リサイクル製品(上記以外)の利用に努める。
- (2) 環境に配慮したエネルギー利用の促進
  - 排水機場、水門等機械電気設備の効率的な配置を検討する。
  - 機械電気設備の更新工事の効率化、合理化に努める。
  - 省エネルギー機器や節水型機器、効率的な制御システムの導入に努める。
- (3) ヒートアイランド対策
  - 都市部における自然面(植生、水、土)の確保に努める。
  - 建物や構造物の屋上・壁面緑化や反射率の改善等に努める。
  - 必要に応じて、建設現場周辺の散水に努める
- (4) 廃棄物の適正処理
  - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)を遵守する。(マニフェスト等)
  - 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)を遵守する。

(5) 大気環境の保全

- 排出ガス対策型建設機械を使用する。
- 建設機械等のアイドルング・ストップに努める。
- 必要に応じて、建設現場周辺の散水に努める。（再掲）
- 自家発電設備等において環境影響の小さい燃料の使用に努める。

(6) 水環境の保全

- 必要に応じて、濁水の発生・拡散を防止するとともに、発生した濁水の適正処理に努める。

(7) 騒音・振動の防止

- 騒音・振動の影響を考慮し、環境影響の小さい工法の選定に努める。
- 低騒音型建設機械・低振動型建設機械を使用する。
- 必要に応じ、仮囲い・防音シートの設置などの対策を行う。
- 機械電気設備の騒音・振動対策に努める。

(8) 有害化学物質による環境リスクの低減・管理

- ダイオキシン類等による底質汚染が想定される水域で工事を行う場合は、必要な環境対策の実施を検討する。
- 燃料の貯蔵・移送設備において適切な漏洩対策に努める

(9) 生物多様性の確保

- 貴重な動植物の保全に努める。
- 植生等の生態系への影響を小さくするよう努める。

(10) 自然環境の保全・回復・創出

- 自然環境との調和に努める。
- 生物の生育・生息場所が確保できるように護岸・河床材料の工夫に努める。
- 多様な生物が生息できるよう瀬と淵の創造に努める。
- 魚類等が回遊できるよう堰や落差工に魚道などの設置に努める。

(11) 美しい景観の形成

- 周辺景観に配慮した構造物の施工や材料の使用などに努める。

(12) 歴史的、文化的環境の形成

- 法令に基づき、国、府指定文化財をはじめ、歴史的、文化的遺産を保存する。

(13) 自然とのふれあいの場の活用

- 府民が水辺で憩え、親しめる空間整備、創出に努める。

(14) その他

- 環境配慮事項を着実に行うため。計画・設計時から長期間経過している場合には、現地状況等の再確認を行い、必要に応じて対応する。

# 環境配慮指針(案)

## 下水道事業

平成22年1月

大阪府都市整備部

## 1 本指針の目的

平成14年3月に策定された「大阪21世紀の環境総合計画」においては、「府は環境配慮に率先して行動し、施策の隅々まで環境配慮を優先する」という理念に基づき、騒音・振動、大気汚染対策のほか、水循環の回復、自然環境の保全、潤い・安らぎのある空間の創出など、土木事業に関する取組みについての施策方針が定められた。

また、平成15年3月に策定された「環境配慮の大阪府庁率先行動計画」（府庁エコアクションプラン）においては、大阪府職員の実践する基本行動の一つとして、「公共工事における環境配慮指針の策定」が位置づけられた。

これまでも都市整備事業の実施にあたっては、府民の生活環境の保全に向けた取組みを行ってきたところであるが、近年、ヒートアイランド現象などの大都市特有の新たな環境問題、自然と共生した潤いのある都市環境の形成、地球環境への負荷の抑制に向けた更なる取組みの必要性が高まっている。

本指針（案）は、これらの状況及び都市整備事業の特性を踏まえ、計画・設計の段階からきめ細かい環境配慮を実施していくため、従来から実施してきた取組みを体系的にまとめるとともに、近年の都市環境問題の状況に対応した新たな取組内容を加え、環境配慮の取組みの原則として取りまとめたもので、都市整備部自らが事業を実施する際の「行動指針」となるものである。



## 2 基本的な事項

### (1)基本的な考え方

①事業を行う上でその特性や目的に支障のない範囲で、維持管理面も考慮し、環境効率性をより高めるように、環境への配慮を行うものとする。

主な配慮内容については以下のとおりである。

○建設リサイクル法の周知徹底を行うとともに再生資材の利用促進に努める。

○建設副産物に関する排出抑制、再使用、再資源化を促進する。

○事業特性の中で行うことができる環境への配慮を推進する。

②必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意して環境負荷の低減に資する物品等の調達に努める。

○物品等については、大阪府グリーン調達方針の基本原則に基づき、性能、機能、品質、価格に加え、環境に対する負荷を考慮して調達の目的に支障がない範囲で調達に努める。

○施設整備においてもその目的に支障がない範囲で配慮する。

### (2)構成

本編（環境配慮の取組みに関する原則）

### (3)対象事業

都市整備部が実施する事業。但し、下記のは除く。

#### ① 外部に委託している事業

- ・（財）大阪府公園協会、大阪府公園・都市緑化協会等外部団体に一括して委託する維持管理業務等府が直接的に環境配慮を行うことが困難な事業
- ・ 建築施工監理委託
- ・ 電気設備等保安点検委託
- ・ 市町村や鉄道会社等に委託する事業

#### ② 現況調査や事業効果検証等、業務そのものが環境に影響を及ぼさない事業 (測量、交通量調査、水質調査、費用対効果分析業務等)

### (4)環境配慮の時期

計画・設計段階及び工事段階

### 3 環境配慮事項

環境配慮の取組みとして、具体的に施策分野ごとに以下の内容に取り組んでいく。

#### 計画・設計段階

##### (1) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

- 大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設副産物(建設発生土以外)の排出抑制や再資源化を検討する。
- 大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設発生土の発生抑制や有効利用を検討する。
- 府におけるグリーン購入や認定リサイクル製品の調達を検討する。
- リサイクル製品（上記以外）の利用を検討する。
- 下水汚泥の有効利用を検討する。

##### (2) 水循環の再生

- 下水道施設における雨水の有効利用を検討する。
- 下水処理水の有効利用を検討する。

##### (3) 環境に配慮したエネルギー利用の促進

- 処理場施設・ポンプ場施設の効率的な配置を検討する。
- 下水道施設の更新工事の効率化、合理化を検討する。
- 省資源化、省エネルギー化を考慮して、下水処理方式を選定する。
- 処理過程で発生するエネルギーの有効活用を検討する。
- 省エネルギー機器や節水型機器、効率的な制御システムの導入を検討する。

##### (4) 地球環境保全に資する取り組み

- 施設設計にあたって、地球温暖化の原因となるガスの排出抑制を検討する。

##### (5) ヒートアイランド対策

- 都市部における自然面（植生、水、土）の確保を検討する。
- 建物や構造物の屋上・壁面緑化や反射率の改善等を検討する。

##### (6) 大気環境の保全

- 下水道施設における大気環境保全対策を検討する。
- 下水道施設の臭気対策を検討する。

##### (7) 地盤環境の保全

- 薬液注入工法時の低リスク材料の採用を検討する。

##### (8) 騒音・振動の防止

- 騒音・振動の影響を考慮し、環境影響の小さい工法の選定について検討する。
- 下水道施設の騒音・振動対策を検討する。

##### (9) 有害化学物質による環境リスクの低減・管理

- 焼却炉撤去時のダイオキシン類対策を検討する。

燃料・薬品類に対する適切な漏洩対策を検討する。

(10) 生物多様性の確保

貴重な動植物の保全について検討する。

植生等の生態系への影響を小さくするよう検討する。

植栽工事において、他工事で撤去される成木の活用を検討する。

(11) 自然環境の保全・回復・創出

自然環境との調和について検討する。

(12) 潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用

周辺環境や土地利用状況を考慮した施設の配置・構造や場内緑化スペースの確保を検討する。

下水道施設の有効利用を検討する。

(13) 美しい景観の形成

周辺景観に配慮した構造物の設計や材料の使用などを検討する。

(14) 歴史的、文化的環境の形成

法令に基づき、国、府指定文化財をはじめ、歴史的、文化的遺産の保存について検討する。

**工事段階**

(1) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設副産物(建設発生土以外)の排出抑制や再資源化を行う。

大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設発生土の発生抑制や有効利用を行う。

府におけるグリーン購入や認定リサイクル製品の調達の推進に努める。

リサイクル製品（上記以外）の利用に努める。

下水汚泥リサイクル製品の利用に努める。

工事関係書類の電子化に努める。

(2) ヒートアイランド対策

都市部における自然面（植生、水、土）の確保に努める。

建物や構造物の屋上・壁面緑化や反射率の改善等に努める。

必要に応じて、建設現場周辺の散水に努める

(3) 廃棄物の適正処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）を遵守する。（マニフェスト等）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)を遵守する。

(4) 大気環境の保全

排出ガス対策型建設機械を使用する。

建設機械等のアイドルリング・ストップに努める。

必要に応じて、建設現場周辺の散水に努める。（再掲）

(5) 水環境の保全

建設工事において発生する汚濁水の適正処理に努める。

(6) 地盤環境の保全

薬液注入工法採用時の環境監視の実施や低リスク材料を採用する。

地下水位、水質変化の把握に努める。

(7) 騒音・振動の防止

騒音・振動の影響を考慮し、環境影響の小さい工法を選定する。

低騒音型建設機械・低振動型建設機械を使用する。

(8) 有害化学物質による環境リスクの低減・管理

焼却炉等の撤去工事においては、適切なダイオキシン類対策を講じる。

(9) 生物多様性の確保

貴重な動植物の保全に努める。

植生等の生態系への影響を少なくするよう努める。

(10) 自然環境の保全・回復・創出

自然環境との調和に努める。

(11) 美しい景観の形成

周辺景観に配慮した構造物の施工や材料の使用を行う。

(12) 歴史的、文化的環境の形成

法令に基づき、国、府指定文化財をはじめ、歴史的、文化的遺産を保存する。

(13) その他

環境配慮事項を着実に行うため、計画・設計時から長期間経過している場合には、現地状況等の再確認を行い、必要に応じて対応する。

# 環境配慮指針(案)

## 公園事業

平成22年1月

大阪府都市整備部

## 1 本指針の目的

平成14年3月に策定された「大阪21世紀の環境総合計画」においては、「府は環境配慮に率先して行動し、施策の隅々まで環境配慮を優先する」という理念に基づき、騒音・振動、大気汚染対策のほか、水循環の回復、自然環境の保全、潤い・安らぎのある空間の創出など、土木事業に関する取組みについての施策方針が定められた。

また、平成15年3月に策定された「環境配慮の大阪府庁率先行動計画」（府庁エコアクションプラン）においては、大阪府職員の実践する基本行動の一つとして、「公共工事における環境配慮指針の策定」が位置づけられた。

これまでも都市整備事業の実施にあたっては、府民の生活環境の保全に向けた取組みを行ってきたところであるが、近年、ヒートアイランド現象などの大都市特有の新たな環境問題、自然と共生した潤いのある都市環境の形成、地球環境への負荷の抑制に向けた更なる取組みの必要性が高まっている。

本指針（案）は、これらの状況及び都市整備事業の特性を踏まえ、計画・設計の段階からきめ細かい環境配慮を実施していくため、従来から実施してきた取組みを体系的にまとめるとともに、近年の都市環境問題の状況に対応した新たな取組内容を加え、環境配慮の取組みの原則として取りまとめたもので、都市整備部自らが事業を実施する際の「行動指針」となるものである。

## 2 基本的な事項

### (1)基本的な考え方

①事業を行う上でその特性や目的に支障のない範囲で、維持管理面も考慮し、環境効率性をより高めるように、環境への配慮を行うものとする。

主な配慮内容については以下のとおりである。

○建設リサイクル法の周知徹底を行うとともに再生資材の利用促進に努める。

○建設副産物に関する排出抑制、再使用、再資源化を促進する。

○事業特性の中で行うことができる環境への配慮を推進する。

②必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意して環境負荷の低減に資する物品等の調達に努める。

○物品等については、大阪府グリーン調達方針の基本原則に基づき、性能、機能、品質、価格に加え、環境に対する負荷を考慮して調達の目的に支障がない範囲で調達に努める。

○施設整備においてもその目的に支障がない範囲で配慮する。

### (2)構成

本編（環境配慮の取組みに関する原則）

### (3)対象事業

都市整備部が実施する事業。但し、下記のは除く。

#### ① 外部に委託している事業

- ・（財）大阪府公園協会、大阪府公園・都市緑化協会等外部団体に一括して委託する維持管理業務等府が直接的に環境配慮を行うことが困難な事業
- ・ 建築施工監理委託
- ・ 電気設備等保安点検委託
- ・ 市町村や鉄道会社等に委託する事業

#### ② 現況調査や事業効果検証等、業務そのものが環境に影響を及ぼさない事業（測量、交通量調査、水質調査、費用対効果分析業務等）

### (4)環境配慮の時期

計画・設計段階及び工事段階

### 3 環境配慮事項

環境配慮の取組みとして、具体的に施策分野ごとに以下の内容に取り組んでいく。

#### 計画・設計段階

##### (1) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

- 大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設副産物(建設発生土以外)の排出抑制や再資源化を検討する。
- 大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設発生土の発生抑制や有効利用を検討する。
- 大阪府グリーン調達方針に基づく品目や大阪府認定リサイクル製品の調達を検討する。
- リサイクル製品（上記以外）の利用を検討する。

##### (2) 水循環の再生

- 透水性舗装や浸透枡等の設置により地中への雨水浸透を検討する。
- 雨水の有効利用を検討する。

##### (3) 環境に配慮したエネルギー利用の促進

- 太陽光や熱、風力を利用したエネルギーの使用について検討する。

##### (4) ヒートアイランド対策

- 都市部における自然面（植生、水、土）の確保を検討する。
- 建物や構造物の屋上・壁面緑化や反射率の改善等を検討する。

##### (5) 大気環境の保全

- 植栽計画において、植物による有害物質の吸着を検討する。

##### (6) 騒音・振動の防止

- 集客能力のある施設等については、適切な施設配置を検討する。
- 騒音低減を図るため、緩衝緑地帯等の施設設置を検討する。
- 放送設備について設置位置や運用面等を検討する。
- 騒音・振動の影響を考慮し、環境影響の小さい工法の選定を検討する。

##### (7) 生物多様性の確保

- 貴重な動植物の保全について検討する。
- 植生等の生態系への影響を少なくするよう検討する。
- 生物の生息空間の保全・創造を検討する。
- 水辺では、多孔質構造を有する護岸整備等を検討する。

##### (8) 自然環境の保全・回復・創出

- 自然環境との調和について検討する。

##### (9) 美しい景観の形成

- 周辺景観に配慮した構造物の設計や材料の使用を検討する。



## (10) 歴史的文化的環境の形成

法令に基づき、国、府指定文化財をはじめ、歴史的、文化的遺産の保存について検討する。

歴史的、文化的資源の施設デザインへの活用を検討する。

## (11) 自然とのふれあいの場の活用

府民が水辺で憩え、親しめる空間の整備、創出を検討する。

ゆとりある緑豊かな広場等の整備を検討する。

## (12) 潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用

既存施設のバリアフリー化を検討する。

新規施設のユニバーサルデザインによる整備を検討する。

地域分断に配慮した施設の配置を検討する。

照明灯類を設置する場合、住宅・農地等の周辺地域に配慮して配置等を検討する。

## 工事段階

### (1) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設副産物(建設発生土以外)の排出抑制や再資源化を行う。

大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設発生土の発生抑制や有効利用を行う。

大阪府グリーン調達方針に基づく品目や大阪府認定リサイクル製品の推進に努める。

リサイクル製品(上記以外)の利用に努める。

### (2) ヒートアイランド対策

都市部における自然面(植生、水、土)の確保に努める。

建物や構造物の屋上・壁面緑化や反射率の改善等に努める。

必要に応じて、建設現場周辺の散水に努める。

### (3) 廃棄物の適正処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)を遵守する。(マニフェスト等)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)を遵守する。

### (4) 大気環境の保全

排出ガス対策型建設機械を使用する。

建設機械等のアイドリング・ストップに努める。

必要に応じて、建設現場周辺の散水に努める。(再掲)

### (5) 水環境の保全

必要に応じて、河川等への濁水流出の防止に努める。

### (6) 地盤環境の保全

工事現場や施設で発生した有害物質の適正管理に努める。

### (7) 騒音・振動の防止

騒音・振動の影響を考慮し、環境影響の小さい工法の選定に努める。

- 低騒音型建設機械・低振動型建設機械を使用する。
  - 必要に応じ、仮囲い・防音シートの設置などの対策を行う。
- (8) 生物多様性の確保
- 貴重な動植物の保全に努める。
  - 植生等の生態系への影響を少なくするよう検討する。
- (9) 自然環境の保全・回復・創出
- 自然環境との調和に努める。
  - 自然環境の保全に配慮した施工計画書の作成を行う。
  - 表土の保全・活用に努める。
- (10) 美しい景観の形成
- 周辺景観に配慮した構造物の施工や材料の使用を行う。
- (11) 歴史的、文化的環境の形成
- 法令に基づき、国、府指定文化財をはじめ、歴史的、文化的遺産を保存する。
- (12) その他
- 環境配慮事項を着実に行うため。計画・設計時から長期間経過している場合には、現地状況等の再確認を行い、必要に応じて対応する。

# 環境配慮指針(案)

## 港湾・海岸事業

平成22年1月

大阪府都市整備部

## 1 本指針の目的

平成14年3月に策定された「大阪21世紀の環境総合計画」においては、「府は環境配慮に率先して行動し、施策の隅々まで環境配慮を優先する」という理念に基づき、騒音・振動、大気汚染対策のほか、水循環の回復、自然環境の保全、潤い・安らぎのある空間の創出など、土木事業に関する取組みについての施策方針が定められた。

また、平成15年3月に策定された「環境配慮の大阪府庁率先行動計画」（府庁エコアクションプラン）においては、大阪府職員の実践する基本行動の一つとして、「公共工事における環境配慮指針の策定」が位置づけられた。

これまでも都市整備事業の実施にあたっては、府民の生活環境の保全に向けた取組みを行ってきたところであるが、近年、ヒートアイランド現象などの大都市特有の新たな環境問題、自然と共生した潤いのある都市環境の形成、地球環境への負荷の抑制に向けた更なる取組みの必要性が高まっている。

本指針（案）は、これらの状況及び都市整備事業の特性を踏まえ、計画・設計の段階からきめ細かい環境配慮を実施していくため、従来から実施してきた取組みを体系的にまとめるとともに、近年の都市環境問題の状況に対応した新たな取組内容を加え、環境配慮の取組みの原則として取りまとめたもので、都市整備部自らが事業を実施する際の「行動指針」となるものである。

## 2 基本的な事項

### (1)基本的な考え方

①事業を行う上でその特性や目的に支障のない範囲で、維持管理面も考慮し、環境効率性をより高めるように、環境への配慮を行うものとする。

主な配慮内容については以下のとおりである。

○建設リサイクル法の周知徹底を行うとともに再生資材の利用促進に努める。

○建設副産物に関する排出抑制、再使用、再資源化を促進する。

○事業特性の中で行うことができる環境への配慮を推進する。

②必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意して環境負荷の低減に資する物品等の調達に努める。

○物品等については、大阪府グリーン調達方針の基本原則に基づき、性能、機能、品質、価格に加え、環境に対する負荷を考慮して調達の目的に支障がない範囲で調達に努める。

○施設整備においてもその目的に支障がない範囲で配慮する。

### (2)構成

本編（環境配慮の取組みに関する原則）

### (3)対象事業

都市整備部が実施する事業。但し、下記のは除く。

#### ① 外部に委託している事業

- ・（財）大阪府公園協会、大阪府公園・都市緑化協会等外部団体に一括して委託する維持管理業務等府が直接的に環境配慮を行うことが困難な事業
- ・ 建築施工監理委託
- ・ 電気設備等保安点検委託
- ・ 市町村や鉄道会社等に委託する事業

#### ② 現況調査や事業効果検証等、業務そのものが環境に影響を及ぼさない事業 (測量、交通量調査、水質調査、費用対効果分析業務等)

### (4)環境配慮の時期

計画・設計段階及び工事段階

### 3 環境配慮事項

環境配慮の取組みとして、具体的に施策分野ごとに以下の内容に取り組んでいく。

#### 計画・設計段階

##### (1) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

- 大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設副産物(建設発生土以外)の排出抑制や再資源化を検討する。
- 大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設発生土の発生抑制や有効利用を検討する。
- 大阪府グリーン調達方針に基づく品目や大阪府認定リサイクル製品の調達を検討する。
- リサイクル製品(上記以外)の利用を検討する。

##### (2) ヒートアイランド対策

- 都市部における自然面(植生、水、土)の確保を検討する。
- 建物や構造物の屋上・壁面緑化や反射率の改善等を検討する。
- 港湾部においては、港湾計画や運営管理状況を考慮し、また、海岸部については、海岸管理や周辺状況を考慮し、環境改善を念頭においた緑化を検討する。

##### (3) 大気環境の保全

- 植栽計画においては、大気浄化機能の高い樹種を検討する。

##### (4) 水環境の保全

- 工事周辺海域への水環境に配慮した設計・施工を検討する。

##### (5) 騒音・振動の防止

- 騒音・振動の影響を考慮し、環境影響の小さい工法の選定を検討する。
- 振動の影響が懸念される箇所においては振動対策の実施を検討する。

##### (6) 有害化学物質による環境リスクの低減・管理

- ダイオキシン類等による底質汚染が想定される水域で工事を行う場合は、必要な環境対策の実施を検討する。

##### (7) 生物多様性の確保

- 貴重な動植物の保全について検討する。
- 植生等の生態系の保全への影響を少なくするよう検討する。

##### (8) 自然環境の保全・回復・創出

- 自然環境との調和について検討する。
- 自然環境の回復として整備する事業については、その環境回復機能が十分発揮出来るように検討する。
- 自然環境が残されている箇所では、事業目的を踏まえ、可能な範囲で自然環境への保全を念頭に工法を検討する

(9) 自然とのふれあいの場の活

□海岸事業や、港湾環境整備事業においては、府民が水辺で憩え、親しまれる空間としての利用環境整備を検討する。

□海浜や臨海部への利用性の向上を踏まえた整備を検討する。

(10) 美しい景観の形成

□周辺景観に配慮した構造物の設計や材料の使用を検討する。

(11) 歴史的、文化的環境の形成

□法令に基づき、国、府指定文化財をはじめ、歴史的、文化的遺産の保存について検討する。

**工事段階**

(1) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

□大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設副産物(建設発生土以外)の排出抑制や再資源化を行う。

□大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設発生土の発生抑制や有効利用を行う。

□大阪府グリーン調達方針に基づく品目や大阪府認定リサイクル製品の利用の推進に努める。

□リサイクル製品(上記以外)の利用に努める。

(2) ヒートアイランド対策

□都市部における自然面(植生、水、土)の確保に努める。

□建物や構造物の屋上・壁面緑化や反射率の改善等に努める。

□港湾部では、港湾計画や港湾利用に支障の無い範囲で港湾緑化に努める。また、海岸部においても、海岸管理や周辺状況を検討した上で緑化に努める。

(3) 廃棄物の適正処理

□廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)を遵守する。(マニフェスト等)

□建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)を遵守する。

(4) 大気環境の保全

□排出ガス対策型建設機械を使用する。

□建設機械等のアイドリング・ストップに努める。

(5) 水環境の保全

□工事周辺の水環境に配慮した施工方法に努める。

□浚渫工事などの海底を掘削する場合、周辺海域への汚濁拡散防止対策に努める。

(6) 騒音・振動の防止

□騒音・振動の影響を考慮し、環境影響の小さい工法の選定に努める。

□低騒音型建設機械・低振動型建設機械を使用する。

□必要に応じ、仮囲い・防音シートの設置などの対策を行う。

□振動の影響が懸念される箇所においては振動対策を実施する。

(7) 有害化学物質による環境リスクの低減、管理

□ダイオキシン類等による底質汚染が想定される水域で工事を行う場合は、必要な環境対策を実施する。

(8) 生物多様性の確保

□貴重な動植物の保全に努める。

□植生等の生態系への影響を少なくするよう努める。

(9) 自然環境の保全・回復・創出

□自然環境との調和に努める。

□事業目的や地域の状況に応じ、自然環境に配慮した施工に努める。

(10) 美しい景観の形成

□周辺景観に配慮した構造物の施工や材料の使用などに努める。

(11) 歴史的、文化的環境の形成

□法令に基づき、国、府指定文化財をはじめ、歴史的、文化的遺産を保存する。